

袖ヶ浦市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年10月27日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 佐 藤 麗 子

令和6年度決算審査の結果（令和7年8月27日付け）に対する措置

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>収入事務の適正化に関するもの【都市整備課】</u></p> <p>百目木公園プール使用料の収納業務について、指定管理者が収納業務の一部委託をしているにもかかわらず、必要な手続を行っていなかった事例が認められた。</p> <p>収納業務の一部委託を可能とするには、地方自治法第243条の2に規定する指定公金事務取扱者制度に関する諸手続を行う必要がある。</p> <p>速やかに必要な手続を行い、収入事務の適正化を図ること。</p>	<p>令和6年4月1日に改正された地方自治法第243条の2に規定する指定公金事務取扱制度及び袖ヶ浦市財務規則第52条第1項の規定に基づき、必要な事務処理を行い8月12日付けで収入事務の適正化を図った。</p>